

令和6年度 いわき市立内町小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止に向けた基本方針

<ol style="list-style-type: none"> 1 教育活動全体を通じて、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりをめざす。 2 児童が主体となっていじめのない学校をめざすことができるように指導・支援する。 3 いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導・支援にあたる。 4 いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。 5 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で、児童一人ひとりの状況の把握に努める。
--



いじめ対策委員会

校長、教頭、担任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー	
<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ未然防止の体制整備及び取組 2 いじめの状況把握及び分析 3 いじめを受けた生徒に対する相談及び支援 4 いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援 5 いじめを行った児童に対する指導 	<ol style="list-style-type: none"> 6 いじめを行った児童の保護者に対する助言 7 専門的な知識を有する関係者等との連携 8 教職員研修の実施 9 その他いじめ防止に関わること <p>※ 定例会を生徒指導全体会開催時に行う。また必要に応じて随時開催する。</p>

家庭との連携

<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの寂しさやストレスに気づくことができるような啓発活動 2 子どもの頑張りを認めて褒め、許されない言動に対しては、毅然とした態度で指導 3 子育てへの積極的参加の啓発 4 情報モラル等の啓発と協力

地域との連携

<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 2 地域で困っている子どもへの声かけと学校・保護者への連絡



いじめの防止

<p>人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。 2 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。 3 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。 4 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。 5 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
--

いじめの早期発見

<p>学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等) 2 生徒の行動を注視する。(学習用タブレット端末、日常生活・休憩 時間等) 3 保護者と情報を共有する。(手紙・通信物・電話・HP等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等)

いじめの対応

<p>詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。 2 いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。 3 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。 4 いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。 5 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。 6 いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

※ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
 ※ 行政等との関係機関と情報交換を行い、恒常的な連携を深める。



教育委員会や関係機関との連携

<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。 2 いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

保護者への連絡と支援・助言

<p>いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。</p> <p>また、事実確認より判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。</p>
--

懲戒権の適切な行使

<p>教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。</p> <p>ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。</p>
--

取組の評価・検証

<p>いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。</p>
--

